

パブリック・コメント手続(意見募集)

許認可等の標準処理期間に関する規則中  
改正案について

## 意見募集期間

令和6年(2024年)

7月19日(金)～8月23日(金)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-8186(直通)

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続に当たって

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、行政手続法及び横須賀市行政手続条例に基づく標準処理期間についての規則です。

許認可等に関する事務について、処理期間が法令により定められていないものについては、この規則で標準的な処理期間を定めることにより、許認可等を受けられるおおよその時期を予測できるようになることから、行政運営の公正の確保と透明性の向上に役立てることが出来ます。また、許認可等に関する事務を迅速に処理するため、標準処理期間を定めたときは、これを公にしなければならない旨が定められています。

「許認可等の標準処理期間に関する規則」は、このような考え方に基づくものであり、個別の事務の名称と標準処理期間等を別表に一覧にし、新たな事務が追加されるなどの変更がある場合には、その都度見直しをしています。

この度のパブリック・コメント手続は、この別表の見直しに関し全般的なこと又は個別の事項についてご意見を伺うものです。

### 【目次】

◆許認可等の標準処理期間に関する規則中改正案(別表の改正)	
標準処理期間を新たに設定する事務	3
標準処理期間を変更する事務	5
標準処理期間を削除する事務	7
◆許認可等の標準処理期間に関する規則(抜粋)	9
◆上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程(抜粋)	10
◆意見の提出方法	11

・標準処理期間を新たに設定する事務（5件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間	内	
				申請書の形式審査	申請内容の審査
1	一時預かり事業の提供決定	保育園条例第13条第1項	即日	—	—
2	延長保育事業の提供決定	保育園条例第13条第2項	15日	5日	5日
3	一時保育の保育料の決定、減免の決定	保育園条例第15条	15日	5日	5日
4	営業所管理者兼務許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第35条第4項	9日	2日	5日
5	排除汚水量の認定等(※)	横須賀市下水道条例第14条第2項第2号若しくは第3号又は第3項	14日	1日	4日

※「上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程」で標準処理期間を定める事務

訳			理由	所管課名
現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
—	—	即日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	民生局福祉子ども部 子育て支援課
—	—	5日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	民生局福祉子ども部 子育て支援課
—	—	5日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	民生局福祉子ども部 子育て支援課
—	—	2日	本件許認可事務に係る事例の蓄積により、標準的な処理期間を設定することが可能となったため。	民生局健康部 保健所企画課
7日	—	2日	事業所等から発生する汚水の排出量を正確に把握し、下水道使用料を適正に徴収するため、制度や条例を見直し、各種報告を義務付けたため	上下水道局経営部 経営料金課

・標準処理期間を変更する事務（6件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間 (変更前)	内	
				申請書の形式審査	申請内容の審査
1	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法第42条の2第1項	14日 (45日)	1日 (1日)	10日 (40日)
2	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	介護保険法第78条の12	14日 (30日)	1日 (1日)	11日 (26日)
3	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法第54条の2第1項	14日 (45日)	1日 (1日)	10日 (40日)
4	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	介護保険法第115条の21	14日 (30日)	1日 (1日)	11日 (26日)
5	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法第58条第1項	14日 (45日)	1日 (1日)	10日 (40日)
6	指定介護予防支援事業者の指定の更新	介護保険法第115条の31	14日 (30日)	1日 (1日)	11日 (27日)

訳			理由	所管課名
現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
1日 (1日)	— (1日)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
— (1日)	— (—)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
1日 (1日)	— (1日)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
— (1日)	— (—)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
1日 (1日)	— (1日)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課
— (—)	— (—)	2日 (2日)	標準処理期間設定以降の事例の蓄積により審査に要する日数の短縮が可能となったため	民生局福祉こども部 指導監査課

・標準処理期間を削除する事務（15件）

No.	許認可等事務名	根拠法令	標準処理期間 (変更前)	内	
				申請書の形式審査	申請内容の審査
1	特定共済組合の共済事業以外の事業の承認	中小企業等協同組合法第9条の2第7項	(15日)	(1日)	(10日)
2	事業協同組合等の共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項	(15日)	(1日)	(10日)
3	特定共済組合連合会の共済事業以外の事業の承認	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	(15日)	(1日)	(10日)
4	協同組合連合会の共済規程の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第5項	(15日)	(1日)	(10日)
5	中小企業等協同組合(信用協同組合等を除く。)の設立認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項	(15日)	(1日)	(10日)
6	中小企業等組合の組合員による総会の招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	(15日)	(1日)	(10日)
7	中小企業等協同組合の定款変更の認定	中小企業等協同組合法第51条第2項	(15日)	(1日)	(10日)
8	共済事業を行う組合の余裕金の運用の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	(15日)	(1日)	(10日)
9	中小企業等協同組合の合併の認可	中小企業等協同組合法第66条第1項	(15日)	(1日)	(10日)
10	協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	(15日)	(1日)	(10日)
11	協業組合の設立認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	(15日)	(1日)	(10日)
12	総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	(15日)	(1日)	(10日)
13	協業組合の定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項	(15日)	(1日)	(10日)
14	協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項	(15日)	(1日)	(10日)
15	事業協同組合等から協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	(15日)	(1日)	(10日)



訳			理由	所管課名
現地調査	他機関との協議等	決裁手続		
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課
(1日)	(-)	(3日)	県への事務処理権限返還のため	経済部 経済企画課

○許認可等の標準処理期間に関する規則（抜粋）

（総則）

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条及び横須賀市行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第5条第1項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（標準処理期間等）

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合には、即日)とする。

3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

- (1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数
- (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
- (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)
- (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- (5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

（適用除外）

第3条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、市長又は福祉事務所長が明らかに前条に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同条の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

（例外規定）

第4条 補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号)及びサービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

（標準処理期間の掲出）

第5条 標準処理期間を設定した課等は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

○上下水道事業管理者の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（抜粋）

（総則）

第1条 行政手続法(平成5年法律第88号)第6条及び横須賀市行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第5条第1項に規定する標準処理期間(申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。)については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（標準処理期間等）

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数とする。

3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

(1) 休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第10号)第1条第1項に規定する本市の休日の日数

(2) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数(申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。)

(3) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

（適用除外）

第3条 当該申請に対する処分に異例な事務を必要とし、上下水道事業管理者が明らかに前条第1項に規定する標準処理期間内に処分することができないと認める事務については、同項の規定にかかわらず、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

（例外規定）

第4条 上下水道局補助金等交付規程(平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第10号)に基づく標準処理期間については、別に定める。

（標準処理期間の掲出）

第5条 標準処理期間を設定した課は、当該標準処理期間を申請者が見やすい箇所に表示しなければならない。

## 意見の提出方法

- 1 提出期間 令和6年(2024年)7月19日(金)から  
令和6年(2024年)8月23日(金)まで
- 2 宛 先 総務部総務課事務管理・情報公開担当(市政情報コーナー)
- 3 提出方法
  - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
  - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
    - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
    - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
    - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
    - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)  
利害関係があることを証する事項
  - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
    - ア 直接持ち込み
      - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
      - ・各行政センター
    - イ 郵送  
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市役所 総務部総務課事務管理・情報公開担当(市政情報コーナー)
    - ウ ファクシミリ  
046-826-1682
    - エ 電子メール  
inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。  
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、  
速やかに公表いたします。